

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	平沼 洋
登録番号又は法人番号	89100076
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	行政書士平沼事務所
事務所所在地	千葉県浦安市猫実 4-6-26 ミネトビル 405
処分年月日	令和4年3月23日
処分内容（種類）	6か月間の会員の権利の停止（本会会則第25条第1項第2号）令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
上記処分をした理由	<p>被処分会員は、補助者の知人から受けた相談において、補助者主導により内容証明郵便作成の業務において送付先の現住所の確認のために職務上請求書を使用して令和3年5月24日に住民票の除票の写しの交付を受けた。その後、内容証明郵便の作成に至らず当該内容証明郵便の送付先の現住所の確認の必要が無くなったにもかかわらず、交付を受けた住民票の除票の写しを請求者たる当該会員が保管又は破棄することをせず、当該会員の補助者が当該業務の依頼者に渡したものである。</p> <p>これらの行為は、千葉県行政書士会会則第23条第2項に違反するものであり、また日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第11条第2項に該当し、よって行政書士法第10条及び同法第13条の規定に違反するものである。</p> <p>なお、上記処分に伴い、職務上請求書の使用及び取扱いについて、日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）の該当条項に基づき、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有している未使用のものを含む職務上請求書の返戻義務（規則第15条第四号） ・ 返戻された職務上請求書（未使用のものを含む）の返却の留保（規則第35条第四号） ・ 職務上請求書の購入及び使用の禁止（会員の権利の停止の日から期間満了の翌日より1年）（規則第35条第四号）

<p>上記処分の根拠となった法令及び会則の条文</p>	<p>千葉県行政書士会会則第 23 条第 2 項 会員は、補助者に自己の業務を援助させるときは、その指導監督を厳正にしなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 11 条第 2 項 個人開業の行政書士又は行政書士法人は、その使用人である行政書士又は補助者が当該行政書士又は行政書士法人の管理に属する職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負わなければならない。</p> <p>行政書士法第 10 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第 13 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p>
-----------------------------	---